

佐賀市過疎地域持続的発展計画
(富士町・三瀬村)

令和3年度～令和7年度

佐 賀 県 佐 賀 市

目 次

1	地域の持続的発展の基本的方針に関する事項	1
(1)	富士町、三瀬村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本的方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	7
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
3	産業の振興	10
4	地域における情報化	14
5	交通施設の整備、交通手段の確保	15
6	生活環境の整備	18
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	21
8	医療の確保	23
9	教育の振興	24
10	集落の整備	26
11	地域文化の振興等	27
12	再生可能エネルギーの利用の推進	28
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	29
	事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	30

1 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

(1) 富士町、三瀬村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

富士町及び三瀬村は、市北部の天山・脊振山系の山間地域に位置し、面積は183.95㎢と市域の約42.6%を占め、北は福岡市、糸島市、東は神崎市、西は唐津市、南の一部は多久市、小城市と隣接している。福岡都市圏と隣接していることから、ロードサイドにおける福岡都市圏住民をターゲットとした飲食業、農林産物等販売業や、温泉を利用した旅館業などによる都市住民との交流も盛んに行われている。

土壌は、花崗岩を母岩とした砂土及び砂壤土からなり、全体的に地味肥沃であるが、起伏の激しい地形のため、災害危険区域に指定される区域も散見される等、主に豪雨による局地的な災害が発生する厳しい自然条件下にある。

歴史的には、富士町においては、いわゆる昭和の大合併期に旧小城郡南山村及び北山村並びに旧佐賀郡小関村が合併して旧佐賀郡富士村となり、その後町制を施行している。三瀬村においては、明治期の町村制施行時に三瀬村となって以降、平成17年に合併して佐賀市となるまで神埼郡に属しており、現在も、旧村役場である佐賀市三瀬支所前と神埼駅を結ぶバス路線が運行されているほか、ごみ処理についても脊振共同塵芥処理組合に加入するなど、神崎市、神埼郡との行政的、経済的、生活的なつながりが残っている。

産業別就業者数をみると、平成27年国勢調査就業状態等基本集計によれば、両地区とも農業、林業が最も多く、次いで医療、福祉、次いで富士町は製造業、三瀬村は卸売業、小売業となっている。また、温泉旅館街などの宿泊観光地があること、福岡都市圏等をターゲットとした国道沿いの飲食店等が立地することから、市内全域と比べ、宿泊業、飲食サービス業の割合が高くなっている。また、就業者の平均年齢も、市全体が46.8歳であるのに対し、富士町が53.8歳、三瀬村が52.1歳など、市内の他地区に比べて高齢化が進んでいる。しかしながら、前述のとおり、市中心部だけでなく福岡都市圏にも隣接しているため、特に農林産物等販売業において都市住民が購入に訪れるという強みを持っている。

イ 過疎の状況

昭和45年に最初の過疎対策法である過疎地域対策緊急措置法が施行して以降、富士町、三瀬村は一貫して過疎地域(平成17年に合併して佐賀市となって以降は、一部過疎地域)に指定されている。最初の過疎対策法の立法以来、継続した過疎対策事業の実施により、交通通信体系の整備、農林業の基盤整備等による生活環境の改善を図ってきた。一方、この間も、人口の減少は高度経済成長期に比べて穏やかにはなったものの依然として続いており、佐賀市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいては、令和42年の人口の見通しを1,711人(富士町:1,270人、三瀬村:441人)としており、直近の平成27年国勢調査結果の5,284人(富士町:3,979人、三瀬村:1,305人)と比較すると、45年で約67.6%もの人口が減少することを想定している。

人口が流出することにより、一部で買い物施設、公共交通機関等の日常生活に必要な基礎的サービスの維持が困難となっており、人口減少が避けられない中で、いかに基礎的なサービスを維持していくかが課題となっている。

また、平成27年国勢調査結果から算出した高齢者比率も39.8%と、市全体と比較しても高く、県内でも高い水準となっており、人口の流出と合わせて、地域の活力の低下が懸念される。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

市中心部や福岡都市圏からの誘客が見込めるという立地特性を活かし、都市近郊型山村を形成し、基幹産業である農林業製品の販売等のほか、豊かな自然、温泉等を活用した観光の振興、国内有数のダム湖を活用したスポーツ交流人口の増加など、地域資源等を活用した都市住民との地域間交流を推進していくことによって地域の活力を向上させ、地域の魅力を高めることにより、将来にわたって地域を維持できる定住人口の獲得を目指す必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

富士町、三瀬村の人口は、昭和35年から、高度経済成長期が終了し、地方圏からの人口流出がいったん収束したとされる昭和50年までと比べ、それ以降の人口減少のスピードは鈍化してはいるものの、平成24年に竣工した嘉瀬川ダムの建設に伴い多くの水没世帯が移転したこと等もあり、昭和50年と直近の平成27年国勢調査結果を比較しても約40%減少するなど、人口の減少はなお顕著である。

年齢階層別の人口を見ると、若年者比率（15～29歳の人口比率）が10ポイント以上低下し、高齢者比率（65歳以上の人口比率）は25ポイント以上上昇するなど、少子化、高齢化が市全体と比較しても著しい。また、高齢者人口が減少に転じており、市全域の人口の動向と比べても、今後の人口減少率が大きくなることが見込まれる。

佐賀市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける今後の人口の見通しにおいても、このままの状況が続けば、令和12年に3,923人（富士町：2,959人、三瀬村：964人）、令和42年には1,711人（富士町：1,270人、三瀬村：441人）と、人口減少が続く見通しである。

就業人口は、昭和50年に4,685人（富士町：3,632人、三瀬村：1,053人）であったものが、平成27年には2,731人（富士町：2,018人、三瀬村：713人）となっている。産業別の動向をみると、若年労働力の流出に伴う後継者不足等により、第一次産業の就業者数の減少が顕著であり、昭和50年には54.0%だった比率が、平成27年には24.0%まで落ち込んでおり、木材価格の低下と需要及び労働生産性の低下等もあり、農地や山林の荒廃が進んでいる。しかしながら、前述のとおり、さらに細かく分類していくと、依然として農業、林業の就業者数が最も多く、富士町及び三瀬村の基幹産業である農林業の振興を行っていく必要がある。

また、近年、それぞれの地区の中心的なエリアにおいて、若い移住者が空き店舗等をリノベーションした新たな店舗を開設し、提供する飲食物等も地場産品を使用するなど、地域内での経済の好循環を生む新たな取組も出てきている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

富士町、三瀬村

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,122	人 8,778	% △33.1	人 7,730	% △11.9	人 6,302	% △18.5	人 5,284	% △16.2
0 歳～14 歳	4,881	1,944	△60.2	1,394	△28.3	738	△47.1	539	△27.0
15 歳～64 歳	7,361	5,668	△23.0	4,671	△17.6	3,425	△26.7	2,640	△22.9
うち 15 歳 ～29 歳(a)	2,674	1,748	△34.6	1,040	△40.5	846	△18.7	508	△40.0
65 歳以上(b)	880	1,166	32.5	1,665	42.8	2,139	28.5	2,102	△1.7
(a)/総数 若年者比率	% 20.4	% 19.9	—	% 13.5	—	% 13.4	—	% 9.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.7	% 13.3	—	% 21.5	—	% 33.9	—	% 39.8	—

市全域

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 203,639	人 222,687	% 9.4	人 243,726	% 9.4	人 241,361	% △0.1	人 236,372	% △2.1
0 歳～14 歳	65,804	54,854	△16.6	48,163	△12.2	36,502	△24.2	32,324	△11.4
15 歳～64 歳	128,131	146,711	14.5	162,588	10.8	154,596	△4.9	141,105	△8.7
うち 15 歳 ～29 歳(a)	53,124	53,461	0.6	51,146	△4.3	44,643	△12.7	36,530	△18.2
65 歳以上(b)	12,704	21,122	66.2	32,786	55.2	50,175	53.0	60,734	21.0
(a)/総数 若年者比率	% 26.1	% 24.0	—	% 21.0	—	% 18.5	—	% 15.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.2	% 9.5	—	% 13.5	—	% 20.8	—	% 25.7	—

表 1-1 (2) 人口の見通し

(単位：人)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年
佐賀市	237,506	236,372	234,128	230,632	226,487	221,711
富士町	4,359	3,979	3,624	3,285	2,959	2,644
三瀬村	1,428	1,305	1,196	1,083	964	852

	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年	令和 37 年	令和 42 年	令和 42 年 人口減少率 (平成 22 年比)
佐賀市	216,117	209,719	203,190	196,384	189,261	△20.3%
富士町	2,334	2,026	1,739	1,483	1,270	△70.9%
三瀬村	752	662	580	506	441	△69.1%

(佐賀市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成)

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 17 年の合併時に、それぞれの区域を所管する支所として旧富士町役場、旧三瀬村役場をそれぞれ富士支所、三瀬支所とするものの、普通交付税の合併算定替の段階的縮小、廃止による影響が将来的に発生してくることから、支所のあり方については、段階的に縮小し、本庁までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、概ね 10 年後に再度議論することとした。

両支所においては、当初、総務課、産業振興課、建設課、環境下水道課、市民サービス課、保健福祉課、教育委員会出張所教育課を設置し、平成 22 年度に富士町、三瀬村の区域を含む市北部の建設・土木行政を担う部署として富士支所内に北部建設事務所を設置したことに伴う建設課の廃止、平成 24 年度に水道事業と下水道事業の組織が統合されたことに伴う環境下水道課の環境課への改編があったほかは、平成 27 年度までこの組織体制で地域に関する行政を執行した。

合併後 10 年が経過し、地域審議会、外部審議会への諮問、答申等を経て、平成 27 年度に支所機能の見直しを行い、現在は両支所ともに、支所長、副支所長のもと、総務・地域振興グループ及び市民サービスグループを配置し、自治会との連絡調整、農畜産業の振興等に関することや、住民異動、戸籍の届出等の市民サービスに関することなど、管内の地域振興や住民生活に身近な窓口業務を担っている。

このほか、富士町には 33、三瀬村には 15 と合わせて 48 の自治会があり、自治会長を通じて市民への行政情報等の周知を行っている。

イ 財政の状況

本市の歳入は、例年、自主財源である市税が約 3 割であり、国県支出金、地方交付税、地方債などの依存財源が大きな割合を占めている状況である。

このうち市税は、出生数の減少や急速な高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、今後の大きな伸びが見込めない状況である。また、地方交付税については、市町村合併に伴う特例措置が令和 2 年度で終了している。このような状況から、本市の歳入が大きく増加することは見通せない状況である。

一方、歳出は、高齢人口及び福祉サービス利用者の増加により、義務的経費である扶助

費が引き続き増大する見込みであり、硬直した財政構造となっている。また、多くの公共施設が経年により老朽化し、今後長寿命化や老朽化対策等の財政需要が見込まれる。その他、直近では令和6年度に第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会が佐賀県で開催され、本市でも多くの競技が開催される予定となっており、大会開催に係る費用の確保が必要となる。このような状況から、本市の歳出は今後も増加していくことが避けられない見通しである。

各種財政指標については表1-2(1)のとおりであり、公債費負担比率、実質公債費比率及び将来負担比率は平成22年度と令和元年度を比較するとやや改善傾向であるが、財政の硬直度高い(弾力性)を示す経常収支比率は依然として高く、財政状況が改善されているとは言えない状況である。

上述のように、今後も歳入は大きく伸びず、歳出は増加する見通しであることから、収支状況は現在よりも悪化すると見込まれ、各種財政指標も同様の傾向と見込まれる。

そのため、有利な財源の確保や公共事業の優先順位設定を行うことで歳出を抑制するなど、将来への負担が小さくなるよう長期的な視点に立った計画的な財政運営を行うとともに、良好な住民サービスを提供し、住民が地域で安心して暮らし続けていける地域づくりを推進することが求められる。

表1-2(1) 財政の状況

単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	90,687,748	94,513,049	100,921,495
一般財源	53,286,660	55,181,086	53,336,901
国庫支出金	13,456,008	15,122,789	17,026,996
都道府県支出金	8,201,267	7,634,962	9,735,148
地方債	7,557,000	7,379,500	6,955,600
うち過疎対策事業債	763,000	287,100	738,400
その他	8,186,813	9,194,712	13,866,850
歳出総額 B	88,639,929	91,807,962	98,729,411
義務的経費	43,926,282	48,520,379	52,345,302
投資的経費	13,684,093	10,845,189	11,313,655
うち普通建設事業	12,731,197	10,691,282	9,936,296
その他	16,792,529	31,819,511	33,660,388
過疎対策事業費	1,505,828	622,883	1,410,066
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,047,819	2,705,087	2,192,084
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,127,319	1,160,457	919,863
実質収支 C-D	920,500	1,544,630	1,272,221
財政力指数	0.65	0.64	0.65
公債費負担比率	16.9%	15.9%	14.4%
実質公債費比率	9.1%	3.4%	2.3%
起債制限比率	10.1%	—	—
経常収支比率	91.3%	87.3%	95.9%
将来負担比率	10.7%	—	—
地方債現在高	89,972,236	89,826,113	93,789,705

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道			
改良率 (%)	51.6	69.4	71.6
舗装率 (%)	84.2	97.0	97.5
農道			
延長 (m)	44,288.8	61,052.8	61,052.8
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	24.9	48.1	62.6
林道			
延長 (m)	169,006.0	174,866.0	180,112.1
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	13.8	14.3	14.9
水道普及率 (%)	—	—	6.8
水洗化率 (%)	—	—	82.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	48	57	66

(4) 地域の持続的発展の基本的方針

前述のとおり、富士町、三瀬村においては、最初の過疎対策法の立法以来、継続した過疎対策事業の実施により、交通通信体系の整備、農林業の基盤整備等による生活環境の改善を図ってきたところである。しかしながら、両地区における人口減少は今なお顕著であり、これまでの分野ごとにそれぞれの目標をもって実施してきた事業を改め、地域の活力を高めるため、地域の実情に通じた住民、組織が中心となって自ら考え、地域の課題を解決することが必要である。

地域のやる気、知恵・工夫を引き出し、実行することができるようにするため、地域の担い手としてまちづくりや福祉、防災など特定の目的で組織された協議会やNPO等の地域固有のソーシャル・キャピタル¹をつなぎなおし、適切な組織により適切な取組を行うことができるような体制づくりと、将来の地域づくりに向けた人材育成を支援する。

また、高齢化、人口減少に伴い、日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となるエリアに生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点の形成を支援するとともに、地域経済の円滑な循環を促し、地域における仕事・収入を確保することにより、持続的な発展が可能な、住み続けることができる地域づくりを行うことで、集落の機能を維持し、人口の流出を防止する。

このような取組に加え、民間団体が主体となる自主的なまちづくりの取組等を支援することにより、地域の稼ぐ力の向上、地域の魅力の向上を図り、併せて、地域資源を有効に活用し、移住者の積極的な獲得に力を入れ、人口減少防止、人口の流入促進の両面での事業を展開することにより、将来において一定水準の安定した人口を維持することを基本的な方針とする。

¹ ここでは、まちづくり協議会、自治会、校区社協、その他団体やボランティア団体、コミュニティ団体などの地域で活動する団体それぞれが交流し、信頼を高め、協働するような、相互にとってプラスとなり、ひいては地域にとってプラスとなるような関係性のこと。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

将来において一定水準の安定した人口を維持するため、以下を基本目標とする。

富士町：毎年1.6世帯の転出防止又は移住により、5年後の人口を3,359人とする。

三瀬村：毎年7.5世帯の転出防止又は移住により、5年後の人口を1,176人とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、佐賀市議会に進捗を報告する。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

佐賀市公共施設等総合管理計画においては、本市の公共施設等の管理に関する基本方針として、「総量の最適化」と「長寿命化」の2本の柱を設定し、取組を進めていくこととしており、具体的には、施設総量（総床面積）を平成29年度からの30年間で10%程度縮減し、施設寿命を20年程度延伸することとしている。

ただし、施設総量の最適化については、単に総量を減らす、施設を廃止するというのではなく、市民生活に必要不可欠な施設は今後も維持保有していかなければならない。また、老朽化等の要因から仮に施設を廃止する場合でも、その施設が担ってきた住民サービス等の必要な機能については、施設の複合化や機能の集約等、何らかの形で存続させていくという考え方が重要となる。

上記を踏まえ、本計画に記載されている事業（建築系施設、土木系施設の整備を伴うものに限る。）は、全て佐賀市公共施設等総合管理計画に適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

地域の持続的発展の基本方針に関する事項において述べたとおり、昭和45年に最初の過疎対策法が施行されて以降、累次の取組により生活環境等の整備を行ってきたが、依然として人口減少は続いている。

集落の機能を維持していくためには一定の人口水準を確保しなければならないが、域内4小学校区ごとの人口を分析し、将来人口予測を行ったところ、このままの人口推移が続いた場合、北山東部小学校区を除く3校区で急激に子どもの数が減少する見通しとなった。

一方、移住者を増やし、定住を促すとともに、転出者を減らすことで地域に居住する世帯をこれらの地域に取り戻すことができれば、人口は減少するものの、一定の水準で下げ止まり、安定した人口を維持することができる。定住の実現のためには、行政の直接の支援のみならず、地域間交流の促進、人材育成を通じた地域住民が主体となった取組も重要であるため、民間の取組の支援も推進していく必要がある。

また、国内有数の湖面を有するダム湖を活用した水上スポーツをはじめ、湖面等の特徴的な環境を活かしたプロスポーツや合宿の誘致を行う拠点として富士地域振興センターを活用し、スポーツ交流人口の増を図り、地域間交流を促進していく必要がある。

このほか、近年、自然回帰志向の高まりや価値観の多様化により、農業体験や農家民泊といった「農」に係る消費者ニーズが高まりを見せている。

富士町及び三瀬村では、これまでも農業を通して地域の魅力を伝え、地域の活性化を図るため、農産物をはじめとする地域特産品、交流活動拠点施設等の地域資源や、良好な自然環境等の魅力を発信した交流活動を促進してきた。

特に、三瀬村は、福岡市から見ると佐賀市の北側玄関口であり、佐賀、福岡両市中心部までの距離が約25kmと山村としては恵まれた立地条件である。このため、福岡都市圏を中心に良好な自然環境を求めての来訪が多く、農業体験を実践する場として市民農園を開園し、都市住民と農村の交流活動を実践してきたところである。

しかしながら、近年では、交流活動の担い手となる地域住民の高齢化が進み、担い手不足が進んでいるほか、市民農園の利用者数も伸び悩んでいる。このため、活動継続のための新たな人材の確保や育成、市民農園の新規利用者の確保に努め、活発な交流活動の実施につなげる事が求められる。

(2) その対策

- ・空き家等の遊休資産の有効利用推進
- ・空き家バンク制度の推進、U I J ターン者向けの定住環境整備
- ・住民主体で実施する地域活性化事業の支援
- ・定住情報の発信
- ・富士地域振興センター等を活用したスポーツ合宿等の誘致
- ・農山村交流の支援

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流 (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流	地域間交流施設等整備事業 移住・定住支援事業 農山村交流事業 三瀬体験農園運営事業	佐賀市 佐賀市 地元団体等 佐賀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系施設について既存の施設の床面積の範囲内での改修のため、整合する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

富士町及び三瀬村においては、農業が地域の中心産業となっており、米作を中心に、レタス、ほうれんそう、ピーマン、パセリなどの野菜、ブルーベリー、柿などの果樹、キク、トルコギキョウなどの花きといった、夏季冷涼な気象条件など地域特性を活かした農業が展開されている。

しかしながら、湧き水や日照不足、地形等により恒常的に湿田化した農地が多く、収穫作業に支障をきたすなど、ほ場条件が厳しく、他の地域に比べ、農業生産性は低い状況にある。

また、人口減少、少子高齢化、後継者不足等の更なる進行等により、労働力の低下が懸念されるほか、狭小なほ場や傾斜地などの耕作条件の不利性による耕作放棄地の増加、近年の豪雨災害等の自然災害の増加、産地の基幹施設である共同利用施設の老朽化、さらにはイノシシ等による鳥獣被害の発生など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。特に、鳥獣被害は、農業者の経済的損失のみならず、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加につながり、深刻な影響を地域に及ぼしている。

一方で、福岡都市圏からアクセスしやすいこともあり、新鮮な高冷地野菜や米など良質な農産物を求めて域内外から多くの消費者が訪れていることから、多様な消費者ニーズに対応するため、地域を代表する特産農産物の安定的な生産や付加価値の高い加工品の開発が必要である。また、これらの特産品を販売する農産物直売所は、農家の重要な販路となるだけでなく、地域活性化の拠点として、今後も安定した運営が求められている。

また、自然条件などの地域資源を活かした、野菜、果樹、花き等の高収益作物の生産拡大の推進や地域農産物を活かした農村ビジネスの創出を図るとともに、農業・農村の魅力の発信など、農業者をはじめ地域住民が主体となった農山村の振興や活性化に向けた取組を推進していく必要がある。

このほか、富士町及び三瀬村は、本市を流れる諸河川の上流域に位置し、これらの地域における農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を有しており、下流域の地区を含む多くの人の生命、財産と豊かな暮らしを守っている側面も有していることから、これらの多面的な機能を持続的に発揮していく必要がある。

イ 林業

本市の森林面積17,818haのうち、富士町と三瀬村を合わせた森林面積は、14,262haで、総面積の約8割を占めている。

森林は、木材の生産機能、水源のかん養、国土の保全、快適な環境の形成、保健・レクリエーション、地球温暖化の防止、生物多様性の保全といった多面にわたる機能を通じて、国民生活及び国民経済に大きく貢献している。

これらの機能を持続的に発揮させるためには、保育、間伐等の森林整備や主伐・再造林による森林資源の循環を推進する必要がある。

また、林業・木材産業は、中山間地域の地域経済の活性化、定住促進につながる重要な産業であるが、国産木材価格の長期低迷や少子化、高齢化などに伴う林業従事者の減少により林業は低迷し、手入れがされていない荒廃森林が増加しており、森林の多面的機能の

低下が懸念される。

このような中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市が仲介役となり、森林所有者と林業事業者等の担い手をつなぐ森林経営管理制度に基づく森林整備を進めている。

ウ 観光、レクリエーション

富士町は、川上金立、脊振北山及び天山の三つの県立自然公園、21世紀県民の森等、自然を満喫できる資源を有するとともに、古湯・熊の川温泉での宿泊を伴う観光が可能なエリアであり、三瀬村は、脊振北山県立自然公園、牧場、果樹園、温泉施設等を有し、年間を通じ、福岡都市圏からを中心に、豊かな自然環境を求めて観光客が訪れている。

しかし、観光関連施設の老朽化が目立っており、適切な改修が必要である。三瀬村では、温泉施設を平成23年度に過疎対策事業によって大規模改修を行ったことにより、入館者数は一時的に増加に転じたものの、再び減少傾向が続いているため、適切な改修を行うとともに、周辺地域の魅力と併せて、集客のための情報発信が必要である。

今後は、豊かな自然を楽しめるエリアとして、域外からの観光客を継続して呼び込めるよう、受入れ環境の充実に努め、また、各施設や周辺地域との連携による相乗効果を生み出し、経済波及効果を高める取組により、地域経済の発展を後押ししていくことが望まれる。

(2) その対策

ア 農業

- ・農地の耕作条件の改善による生産基盤の確保
- ・新たな担い手の確保、育成
- ・地域特性を活かした農産物の生産や農産加工の推進
- ・産地基幹施設の整備支援
- ・イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害防止対策
- ・農業・農村の多面的機能保全のための農業生産活動支援
- ・農産物直売所等の整備による販売促進と地産地消の推進
- ・農山村交流の支援（再掲）

イ 林業

- ・森林経営管理制度の推進
- ・人工林の間伐等の森林整備の一層の推進
- ・新たな担い手の確保、育成
- ・公共建築物の木造化、公共土木工事での木材利用の促進
- ・森林の多面的利用の推進

ウ 観光、レクリエーション

- ・行政と民間が連携した集客の推進
- ・観光施設の整備（魅力向上）
- ・観光資源の活用
- ・宿泊型観光（富士町）、滞在型観光（三瀬村）の推進
- ・情報発信の強化

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農地耕作条件改善事業(農用地の保全(排水対策)) 産地基幹施設整備事業	佐賀市 農業協同組合	
	(3) 経営近代化施設 林業	林業機械導入事業 高性能林業機械導入事業 木材供給体制整備事業	佐賀市 林業事業体 林業事業体	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	農産物直売所再整備事業	団体等	
	(9) 観光又はレクリ エーション	衛の湯改修事業	佐賀市	
		泉源設備整備改修事業	佐賀市	
		やまびこの湯改修事業	佐賀市	
		やまびこ交流館改修事業	佐賀市	
		受入環境整備事業	佐賀市	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	森林セラピー施設整備事業	佐賀市	
		ニューファーマー総合支援事業	佐賀市等	
		鳥獣被害防止対策事業	佐賀市等	
		施設園芸導入推進事業	農業者等	
		林業団体支援事業	佐賀市	
		市有林造林事業	佐賀市	
		民有林森林整備事業	林業事業者等	
		森林資源活用支援推進事業	団体等	
		荒廃竹林整備事業	佐賀市	
林業後継者育成事業		佐賀市		
商工業・6次産 業化	地域ブランドの強化と販路拡大事業	団体等		
	農産物直売所運営支援事業	団体等		
観光	観光案内所運営事業	佐賀市		
	泉源管理業務事業	佐賀市		
	誘客促進事業	佐賀市		
その他	森林浴セラピー事業	佐賀市		
(11) その他	日本型直接支払交付金事業	佐賀市		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
富士町及び三瀬村の全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の概要

(2) その対策及び固定資産税の課税免除等による設備投資の促進

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系施設については既存の施設の長寿命化及び総量の最適化を図るものであり、土木系施設については現行施設の維持改良であることから、整合する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成19年度から平成21年度にかけて実施した北部地域情報通信基盤整備事業において有線テレビ施設を更新（三瀬村においては共聴施設を巻き取り、有線テレビ施設に整備）したことにより、地上デジタル放送と高速インターネットを同時に提供可能としたところである。

しかし、近年、基地局から利用者宅までを結ぶ通信回線（いわゆるラストワンマイル）に使用している幹線用同軸ケーブルや同軸ケーブル専用機器類が生産終了や整理、統廃合されており、今後保守の継続、ひいては北部地域へのテレビ・インターネットサービスの安定供給が困難となるおそれがある。

また、有線テレビ及びインターネットサービスは、佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）からの連絡線により富士町内のサブヘッドエンド（送出装置）へ供給されているが、連絡線が1ルートしかないことから、連絡線に障害等が発生した場合、北部地域全体でサービスが停止する脆弱性が存在する。

超高速通信ネットワーク網の発達により、場所を選ばない働き方も増えてきており、定住環境の整備の観点からも、本市過疎地域においても超高速通信ネットワーク網の整備が必要であるため、今後有線テレビの施設更新の際に超高速インターネット通信が可能な送受信機設備及びケーブルテレビ伝送路網のF T T H²化を行うことを検討する必要がある。

また、移動系通信については、平成28年度から平成29年度にかけて富士町上無津呂地区川頭及び麻那古地区山端に公設民営方式で基地局を整備したことに伴い、居住エリアにおける携帯電話不感地区は解消されている。非居住エリアにおける整備を求める声もあるが、採算性等の観点から民間事業者の参入が見込めないため、難しい状況にある。

(2) その対策

- ・有線テレビ基盤のF T T H化及び伝送路構成の冗長化の検討

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 有線テレビジ ョン放送施設	北部地域情報通信基盤更新 事業	佐賀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系施設について既存の施設を利用すること及び更新により附帯設備を減らすことが可能となることから、整合する。

² Fiber To The Home:通信事業者の基地局から各家庭まで光ファイバを敷設すること。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

富士町、三瀬村における道路網は、富士町においては中央を縦断する国道323号を、三瀬村においては佐賀・福岡両市の中心部を最短距離で結び、南北に縦貫する国道263号をそれぞれ基幹道路として、主要地方道、一般県道及び一級市道が環状に整備され、その他生活道路として市道や広域農道が各集落間を結び、域内の道路網が形成されている。

市道の整備状況は、富士町においては改良率72.1%、舗装率97.2%、三瀬村においては改良率84.7%、舗装率98.2%（いずれも令和3年4月1日現在）であり、道路整備意向調査に基づく市道の整備、過疎対策事業の実施により整備率は年々上がっており、交通量も増加しているが、未整備の区間も残っており、特に、富士町の農道は、未舗装や簡易的な舗装で痛みが激しく、営農資材や農産物の輸送に支障をきたしていることから、農林業分野における生産性の向上の観点からも、引き続き整備の促進が必要であるほか、点在する集落間を結ぶ生活道路の整備や支線農道、支線林道及び作業道の整備と維持管理に取り組んでいく必要がある。

一方、通勤圏の拡大や観光客の増加とともに、特に三瀬村を通過する車両は増加しており、歩行者、自転車利用者に対する安全対策が立ち遅れているため、その対策を急ぐ必要がある。

また、本市面積の4割を占める森林は、水源かん養や災害防止など多面的機能を持った貴重な財産であり、本市では、昭和9年に開設した富士町林道城山線をはじめ、91路線（全長193km）の林道を森林管理及び林業並びに住民生活のために整備している。

この91路線の林道は、行政だけではなく地域住民の協力のもとに維持管理を行ってきたが、林業など第一次産業の衰退とともに地域住民の人数も大きく減少し、森林・農地の管理や生活道路として利用されることも減って交通量が著しく少なくなり、維持・管理が行き届かない路線も出てきているほか、道路開設からかなりの年数が経過しており、老朽化により大規模な改修が必要な路線もある。

現在、本市内の人工林は多くが収穫期を迎えており、今後、木材搬出のために林道を利用する機会は増加すると考えられる。

また、生活道路として利用している路線は、災害時には避難のためのう回路としても重要な役割を担っており、気象変動による災害が多発する近年の状況から、市民の安心、安全のために適切な維持管理が求められている。

このように、林道の適切な維持管理、改修が必要となっている一方で、膨大な費用の負担や、維持管理の一端を担ってきた地域住民の減少が問題として挙げられる。

表5-1 道路現況（市道）

令和3年4月1日現在

区分	路線数	実延長(m)	改良済		舗装率	
			延長(m)	率(%)	延長(m)	率(%)
富士町	191	145,442	104,930	72.1	141,442	97.2
三瀬村	52	45,565	38,586	84.7	44,753	98.2

イ 交通

富士町、三瀬村の公共交通機関は、民間の路線バス並びに富士町コミュニティバス及び三瀬地区コミュニティバスがある。

路線バスは、富士町においては富士支所と佐賀駅方面を結ぶ幹線として古湯線が、三瀬村においては三瀬支所と神埼駅方面を結ぶ三瀬神埼線がそれぞれ運行されている。

コミュニティバスは、富士町においては、令和2年3月末に民間の路線バスが大規模に廃止されたことを受け、地元住民等から組織される富士町公共交通検討会議において新たな運行形態を決定し、広範囲において運行している。三瀬村においては、三瀬支所と富士大和温泉病院を結ぶ1路線、三瀬村内を循環する2路線がそれぞれ運行されている。

これらの路線は、人口減少等から利用者が低迷していることや採算面の問題等があるが、高齢者や児童生徒等にとって欠かせない移動手段であり、存続が求められている。また、今後の状況の変化によっては運行形態の見直しも検討する必要がある。

表5-2 路線バス・コミュニティバスの運行状況

区分	種別	運行系統名	起点	経由地	終点
富士町	路線バス	古湯線	富士支所前	佐賀駅バスセンター	辻の堂
富士町	コミュニティバス	葛の尾・鎌原・小学校線	葛の尾	鎌原防火水槽前	富士小学校
富士町	コミュニティバス	葛の尾・小学校線	葛の尾	鎌原入口	富士小学校
富士町	コミュニティバス	富士小循環線	富士小学校前	日池	富士小学校
富士町	コミュニティバス	温泉病院・古湯線	富士大和温泉病院	富士小学校	古湯温泉
富士町	コミュニティバス	下菖蒲・温泉病院線	下菖蒲	日池	富士大和温泉病院
富士町	コミュニティバス	下菖蒲・古湯線	下菖蒲	日池	富士支所前
富士町	コミュニティバス	古湯循環線	富士支所前	富士小学校	古湯温泉
富士町	コミュニティバス	中原・古湯線	北山中原	栗並	富士支所前
富士町	コミュニティバス	麻那古・古湯線	麻那古	北山中原	富士支所前
富士町	コミュニティバス	杉山・市川区域	杉山・市川エリアにおける区域運行		
富士町	コミュニティバス	循環区域	循環エリアにおける区域運行		
富士町	コミュニティバス	北山中原区域	北山中原エリアにおける区域運行		
富士町	コミュニティバス	北山東部区域	北山東部における区域運行		
三瀬村	路線バス	三瀬神埼線	三瀬支所	神埼駅前	横武
三瀬村	コミュニティバス	村内循環路線 西まわり	三瀬保健センター	山中	三瀬保健センター
三瀬村	コミュニティバス	村内循環路線 東まわり	三瀬保健センター	井手野公民館	三瀬保健センター
三瀬村	コミュニティバス	村外路線	三瀬支所	柚木	富士大和温泉病院

(2) その対策

ア 道路

- ・ 国県道改良拡幅及び歩道設置促進の要請
- ・ 安全性や快適性に留意した道路網整備
- ・ 市道の改良及び舗装の促進
- ・ 基幹的農道の維持管理及び支線農道の整備促進
- ・ 国県補助事業を活用した計画的な林道の維持管理・改修

イ 交通

- ・民間の路線バスの維持確保
- ・コミュニティバス事業の継続

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	市道古湯大野原線道路改良事業	佐賀市	
		市道古湯鎌原線道路法面改修事業	佐賀市	
		市道広沢栗並線道路舗装事業	佐賀市	
		市道下無津呂線道路改良事業	佐賀市	
		市道川頭線道路舗装事業	佐賀市	
		市道合瀬線道路舗装事業	佐賀市	
		市道上小副川畑瀬線道路舗装事業	佐賀市	
		市道山端2号線道路改良事業	佐賀市	
		市道薙野大佐古線道路改良事業	佐賀市	
		市道柳瀬唐川線道路舗装事業	佐賀市	
	市道谷広瀬線道路舗装事業	佐賀市		
	市道原床並線道路舗装事業	佐賀市		
	(2) 農道	農地耕作条件改善事業(農作業道等(農道整備))	佐賀市	
	(3) 林道	林道維持管理事業 林道橋りょう改修事業	佐賀市 佐賀市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業 バス路線運行対策事業	佐賀市 佐賀市		
その他	市道支障木・枝伐採事業	佐賀市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

土木系施設について現行施設の維持改良を図るものであることから、整合する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

良質で豊富な地下水に恵まれていることから、井戸水を生活用水として利用している区域がほとんどであるが、富士町の一部区域において富士中央水道施設及び富士南部水道施設を整備し、給水を行っている。

今後、費用対効果や衛生上の必要性など総合的に判断して未普及地区の解消に取り組んでいく必要があるほか、配水管整備が完了した地区の水道未加入者に対して衛生上の観点からも水道の使用を呼びかけ、水道普及率を高めていく必要がある。

イ 下水処理施設

富士町では農業集落排水、公共下水道及び浄化槽の、三瀬村では浄化槽の下水道事業をそれぞれ実施しているところであり、令和元年度における水洗化率は82.0%となっている。

今後は、引き続き供用開始地区における全戸接続利用開始を推進するとともに、市営浄化槽による合併処理浄化槽の設置を推進し、生活環境改善と公共用水域の水質保全を図る必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

富士町については市町村合併に伴うごみ処理施設の統廃合によって平成25年3月末に富士クリーンセンターを閉鎖し、三瀬村については脊振共同塵芥処理組合に加入し、脊振広域クリーンセンターによって処理をしているため、現在、域内にごみ処理施設はない。

近年、各地で災害が頻発する中、山間地において大きな災害が発生した際には、旧富士クリーンセンターを災害廃棄物の仮置き場として活用することとしているが、焼却施設や水処理施設等が残存しているため、受け入れることができる量に制限がある。

し尿及び浄化槽汚泥等は、富士町については佐賀市衛生センターで、三瀬村については三神地区環境事務組合に加入し、三神地区汚泥再生処理センターでそれぞれ処理をしている。

し尿等収集、運搬の安定を図るため、それぞれ域内に中継槽を設置しているが、当該施設の経年劣化に伴い、統廃合を見据えた施設の整備が必要である。

エ 消防施設

少子化、高齢化に加え、職業形態の多様化による市内中心部をはじめとした域外への就労者の増加に伴い、昼間における消防団員の出動可能な人数が少ない。

このような状況の中で、山林火災等が発生すれば大火災となることが予想され、今後ますます減少すると思われる消防団員の確保とともに、老朽化が進む消防施設等の整備による機動力の強化を図ることが急務である。

また、防火水槽が未整備の地区もあるため、防火水槽等の消防水利の確保も必要である。

オ 公営住宅

本市過疎地域においては、10団地104戸の市営住宅等を整備し、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃の住宅を供給している。一定の需要に対する住宅の供給はできているが、一部に長期空き家の状態となっている住戸もある。

カ その他

近年頻発するゲリラ豪雨等への備えとして、地域防災計画に基づいて災害応急対策の確立や住民の自主防災体制の充実を推進していくとともに、洪水・土砂災害等の自然災害への対策の強化を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・富士地区の水道施設の適切な管理及び接続率の向上

イ 下水処理施設

- ・公共下水道、農業集落排水施設の接続利用の推進
- ・合併浄化槽の設置推進

ウ 廃棄物処理施設

- ・旧富士クリーンセンター施設の解体及び撤去並びに跡地活用の検討
- ・老朽化に伴うし尿等中継槽の整備

エ 消防施設

- ・消防施設設備の整備充実
- ・消防団員確保対策の検討

オ 公営住宅

- ・入居要件の緩和等による空き住戸の解消

カ その他

- ・地域の実情に応じた砂防・治山対策
- ・河川の整備等の自然災害対策

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 その他	市営浄化槽事業	佐賀市	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設 その他	し尿等汚泥中継槽整備事業 旧富士クリーンセンター解体及び活用事業	佐賀市 佐賀市	
	(5) 消防施設	防火水槽等整備事業 消防格納庫整備事業 消防積載車等整備事業	佐賀市 佐賀市 佐賀市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	里山林整備事業	佐賀市	
	(8) その他	災害危険区域住宅移転事業 山口谷川河川改修事業	佐賀市 佐賀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系施設について既存の施設の撤去であること、消防・防災施設は原則として継続保有としていることから、整合する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て

地域の児童数の減少に伴い、各保育所の入所児童数も減少しており、一部で定員割れが生じている。この傾向が続くと各保育所の経営が成り立たなくなるおそれがある。

もし保育所が閉園してしまった場合、地域の子育て環境が大幅に悪化し、さらに定住人口の減少を招く悪循環に陥ってしまうことが懸念される。

併せて、就学前児童及び保護者を対象として、子育てサロン、子育てサークルの支援、育児相談を行い、子育て中の親子同士が交流を深めるなど、子育ての負担や悩みを抱える保護者の育児力を強化し、少子化対策を図る必要がある。

また、放課後等に保護者がいない児童の見守りを行いながら、児童の健全育成を図る場所として、富士町では富士校と北山校の2校で、三瀬村では三瀬校の児童を近隣の保育園に委託する形で放課後児童クラブをそれぞれ開設している。

平成28年度から令和2年度までの児童数は、増減はあるもののほぼ横ばいの状態が続いているが、放課後児童クラブの登録児童数は、富士町は2校ともわずかではあるが増加傾向にある一方、三瀬村は平成30年度、令和元年度をピークに減少傾向にある。

働きながら富士町及び三瀬村に住んで子育てができる環境のさらなる充実のため、放課後児童クラブを維持することが課題となっている。特に、富士町では6年生までの受入れ拡大を目指しているが、実施場所と保育士等の基礎資格を有する指導員の確保が大きな課題となっている。

イ 高齢者福祉

平成27年国勢調査における佐賀市の高齢化率は25.7%であり、この率は年々増加している。特に、富士地区、三瀬地区の高齢化率は他の地域に比べて高く、前述の国勢調査においても39.8%という状況である。

このような中、佐賀市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。

高齢者が地域で自立した生活を営むには、要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防することが重要であり、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう健康づくりや介護予防をより一層推進していくことが求められている。

また、市内の他の地域と比べて高齢化率が高いことから、介護が必要な場合でも安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉の拠点ともいえる介護老人福祉施設その他の高齢者福祉施設が地域内に存続し続けることが必須である。

ウ 障がい者福祉

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がい者、難病患者等に対し、障がい等の種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供している。

引き続き、保健、医療、福祉等の関係機関と連携を図り、障がい者、その家族等からの相談に応じ、障がい者等が自ら選択し、自立した生活が送れるよう、必要な情報提供や助

言、生活支援を行う必要がある。

(2) その対策

ア 子育て

- ・各保育所の経営基盤の強化による地域の子育て環境の維持
- ・佐賀市社会福祉協議会が運営する地域子育て支援拠点の出張広場の維持
- ・放課後児童クラブにおける一定規模で運営できる経費の確保、学校の余裕教室等の活用及び整備並びに指導員の確保に向けた検討（給与面の優遇、民間委託等）

イ 高齢者福祉

- ・高齢者が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防の取組に積極的に参加できる環境づくりの推進
- ・地域包括ケアシステムの充実
- ・介護老人福祉施設その他の高齢者福祉施設の充実

ウ 障がい者福祉

- ・在宅福祉サービス、居住系サービス等の整備など支援体制の充実
- ・社会参加の支援及び福祉的就労支援の充実
- ・地域の支援体制の強化

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	放課後児童健全育成事業 私立保育園運営費補助事業 子育て支援センター事業 介護予防教室事業 (センター版元気アップ教室)	佐賀市 佐賀市 社会福祉協議会 佐賀市	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

過疎地域においては、採算性の面などから民間の医療機関の立地が困難とされるため、市町村が医療機関を設置し、地域医療を担っている部分が多い。

本市過疎地域においても、富士町に富士大和温泉病院を、三瀬村に三瀬診療所をそれぞれ本市が設置、運営し、富士大和温泉病院は北部地域の中核的医療機関として、また、三瀬診療所は三瀬村唯一の医療機関として、住民への医療の提供及び健康の維持に寄与しているところである。

全国的に過疎地域における高齢化の進行は顕著であるところ、本市過疎地域においても平成27年国勢調査における高齢化率が39.8%であるなど、県内でも高い水準にあり、今後もより高度で多様化した医療需要の増加が予想される。

このような中、過疎地域における医療の提供、また、安心した生活に欠かせない救急医療体制を堅持するには、医師や看護師等の医療従事者を確保しつつ、医療用機器等については適時に購入、更新する必要がある。

(2) その対策

- ・医療用機器等の計画的な更新

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 その他	医療機器更新・購入事業	佐賀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系施設、土木系施設に該当しない。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

現在、小中一貫校3校（うち1校は校舎一体型）及び小学校1校があり、うち北山東部小学校及び三瀬校がへき地校に、北山校が準へき地校にそれぞれ指定されている。各校（一貫校は、小学部及び中学部それぞれの）児童生徒数が100名に満たない小規模校であり、2校（北山校小学部、北山東部小学校）は複式学級を有する。

学校施設は、ほとんどの建物は経年による老朽化対策を当面は必要としていないが、富士校中学部、北山東部小学校の屋内運動場が更新、改修等の検討時期となっているほか、三瀬校の屋内運動場が水銀灯を使用しているため、照明設備の改修が必要である。

イ 公民館、集会施設

富士町及び三瀬村にそれぞれ市立の公民館を設置しており、富士公民館は平成20年、三瀬公民館は平成21年に建設し、住民の社会教育・文化活動・交流等、地域の活動の拠点として広く利用されている。

また、富士町には南部地区と北部地区にコミュニティセンターを整備し、北部・南部地区の住民が気軽に利用できる相互交流、生涯学習の施設として活用されている。なお、コミュニティセンターの管理運営については、地元自治会を指定管理者として、地域住民によって定期的な清掃活動が行われるなど、住民自身による良好な運営が行われている。施設面では、公民館、コミュニティセンターともに、建設後20年近くが経っている。当面の改修は不要であるものの、耐用年数等を勘案し、将来的には計画的に改修を実施していく必要がある。

本市過疎地域内には48の単位自治会があり、自治会ごとの集会施設（自治公民館）を拠点として、地域活動が行われている。地域における生涯学習及び地域コミュニティ活動の推進のため、これらの施設の整備にも支援を行う必要がある。

ウ 体育施設

富士町及び三瀬村には、佐賀市立富士運動広場、佐賀市立三瀬勤労福祉センター、佐賀市立三瀬グラウンド、佐賀市立三瀬プールといった体育施設や、佐賀市富士地域振興センターを構成する富士山村広場がある。

これらのうち、富士運動広場については、今後、施設の大規模改修（夜間照明・防球フェンス等）を視野に入れ、検討を行っていく。

また、昭和58年に建設された三瀬勤労福祉センターについては、建設後38年が経過し、屋根・外壁・フロアや機械・電気設備等の老朽化が進行している。同センターは、地震災害など広域的な災害が発生した際に開設する3次避難所に指定されているため、施設を良好な状態に維持する必要がある。

さらに、全国有数の湖面を有する富士しゃくなげ湖において、令和6年に第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会（ボート・カヌー競技）が開催予定である。競技施設整備を行うとともに、競技以外でも湖面等を最大限に活用し、各種スポーツ大会の開催、プロキャンプ、合宿誘致によりスポーツ交流人口を増加させるとともに、併せて、古湯・熊の川温泉の宿泊施設と富士しゃくなげ湖を連携させることにより富士町への滞在人口の増加を図ることが求められる。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・各小中学校の施設、設備の整備更新

イ 公民館、集会施設

- ・個別施設計画等に沿った計画的な公民館等の改修
- ・自治公民館の建設・改修等への支援

ウ 体育施設

- ・スポーツ施設の改修、長寿命化
- ・富士しゃくなげ湖の湖面や自然豊かな周辺環境を活かしたアウトドアスポーツの推進
- ・富士地域振興センター等を活用したスポーツ合宿等の誘致（再掲）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 屋内運動場	北山東部小学校屋内運動場長寿命化事業 三瀬校屋内運動場 LED 化事業	佐賀市 佐賀市	
	その他	三瀬校電話設備改修事業	佐賀市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	自治公民館建設等事業 三瀬勤労福祉センター改修事業 富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設整備事業	自治会 佐賀市 佐賀市	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	放課後等補充学習支援事業	佐賀市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設を除く建築系施設については既存の施設の長寿命化を図るものである。また、富士しゃくなげ湖ポート・カヌー競技施設については整備計画に基づく取組であることから、整合する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

現在、富士町に33集落、三瀬村に15集落の合計48集落が所在しており、生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農林業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能や、美しい景観等、地域固有の資源、伝承されてきた伝統芸能・文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果たしている。

人口減少や担い手不足により、集落の機能低下が懸念される中、引き続き地域に暮らし続けることができる集落生活圏の維持と持続可能な発展の実現に向け、基幹的な集落機能を備えたエリアを小さな拠点とし、それを中心とした集落ネットワーク圏の形成等を促進するとともに、小さな拠点同士の連携した取組を推進し、助け合いの精神に基づいた相互の機能補完を図っていく必要がある。

このほか、集落支援員による集落巡回等により、地域資源となる遊休不動産の利活用推進等、移住者等を受け入れるための環境づくりも行う必要がある。

(2) その対策

- ・集落支援員の配置
- ・地域運営組織の設立等支援
- ・コミュニティバス事業の継続（再掲）
- ・空き家等の遊休資産の有効利用推進（再掲）
- ・空き家バンク制度の推進、U I J ターン者向けの定住環境整備（再掲）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	集落活性化対策事業	佐賀市	

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

富士町には、国指定重要文化財「吉村家住宅」、国指定天然記念物「下合瀬の大カツラ」をはじめ、県重要無形民俗文化財「市川の天衝舞」等の歴史的、文化的に重要なものが数多く所在しており、それぞれの地区の伝承活動、維持管理活動等によって支えられている。また、三瀬村では、縄文式土器や石器が発見され、戦国時代には神代勝利公の本拠地として栄えるなど、従来から受け継がれてきた自然、風土、文化等の貴重な資源をはじめ、人情味あふれる人柄など、他地域に誇れるものが数多く残され継承されている。

しかしながら、人口流出と少子化により、世帯数の減少や高齢者のみの世帯が増加するなど、地域社会の活力が低下し、地域特有の文化、資源等が失われるおそれがある。

このため、地域コミュニティ活動の活性化と地域社会の維持を図り、地域文化の維持・振興につなげる各種支援策を講じながら、地域文化の継承に努める必要がある。

(2) その対策

- ・指定文化財の保護
- ・地域資源、文化活動等の保存継承活動支援

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.0 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	浮立の里展示館改修事業	佐賀市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	地域文化保存・継承事業	地元団体等	
	(3) その他	指定文化財保全事業	管理者	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

建築系施設について既存の施設の長寿命化を図るものであるため、整合する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市では、第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、「再生可能エネルギーの導入と利用の最適化」を施策の軸の一つとして掲げている。

このうち、小水力発電については、中山間地域において比較的ポテンシャルが高いとされており、太陽光や風力と比較して、天候や時間帯などの影響が少なく、安定した発電が得られる。

地域が主体となって取り組んでいる小水力発電は、電力の地産地消や地域コミュニティの形成につながり、発電による収入は、地域の財源となるケースがある。

一方で、既に水利権がある河川では水利権の調整が必要であることや、河川水等を利用するため、ごみの撤去などこまめな維持管理が必要であることから、その体制を確保する必要があるなどの課題もある。

富士町及び三瀬村は、本市森林面積の約8割に当たる14,262haの森林を有しており、その成長量は年間約11万m³で、材積量は600万m³を超えている。

近年、新築住宅着工件数は年々減少しており、令和22年には令和元年の半数以下になると予測され、建材以外への森林資源の活用が必要である。

その中の一つに、木質バイオマスエネルギーとしての活用があり、最も有効な方法の一つであると考えられるが、本市においては、熱利用、電源利用のいずれも進んでいない状況である。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギー導入に関心がある地域に対する情報発信
- ・地域が主体となる取組に対する導入に向けた支援

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	木質バイオマス発電施設整備事業	林業事業体	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生エネルギー普及促進事業	佐賀市	

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

富士町及び三瀬村には豊かな自然があることから、これを保全していく必要がある。特に、富士町は希少種であるミヤマアカネの生息地であり、繁殖に適した環境を整備するとともに、小学校と連携し、児童に自然の豊かさを知り、その保全の大切さを学ぶ機会を提供する必要がある。

(2) その対策

- ・ミヤマアカネの生息地の保全

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ミヤマアカネ生息地保全活動事業	佐賀市	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<p>移住・定住支援事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住、定住の実現のため、小さな拠点づくりの取組、地域資源と既存ストックの活用を推進するための地域活動への支援等を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住の実現による、人口減少の抑制が見込まれる。 <p>農山村交流事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市住民等の農山村地域における農業への理解の促進及び農山村活性化を図るため、農山村と都市の交流を支援する。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口、関係人口の増加による地域間交流の促進が見込まれる。 <p>三瀬体験農園運営事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験を通じて、都市住民と農山村の交流を促進することによる農山村の活性化を図るため、三瀬体験農園を運営する。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流人口の増加による地域間交流の促進が見込まれる。 	<p>佐賀市</p> <p>地元団体等</p> <p>佐賀市</p>
2 産業の振興	<p>ニューファーマー総合支援事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産品目の産地形成の維持、農業技術等の継承、耕作放棄地の減少等を行うため、新規就農者の確保や既存農家の育成を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者や既存農家を育成することにより、産地や定住人口を維持し、地域活性化につなぐことができる。 <p>鳥獣被害防止対策事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に対する広域的な駆除体制を確立し、適正かつ円滑な駆除活動を行うことにより、農作物被害の軽減を図る。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図ることにより、農家の営農意欲の向上や離農防止につながり、中山間地域の農業の維持に資する。 <p>施設園芸導入推進事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸特産物の生産を振興し、農家所得の向上・経営の安定化を図るため、農業者等が実施する小規模施設園芸用ハウス等の設置を支援する。 	<p>佐賀市等</p> <p>佐賀市等</p> <p>農業者等</p>

<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家所得の向上、経営安定化を図ることにより、営農の継続や耕作放棄地の抑制に寄与する。 	
<p>林業団体支援事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業の発展を図るため、林業団体の活動に対し助成する。 	佐賀市
<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業団体への支援を実施することで、地域林業の発展に資する。 	
<p>市有林造林事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ多面的機能の発揮につなげるため、市有林の下刈、間伐等の森林整備を実施する。 	佐賀市
<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有林の適正管理を行うことにより、森林の持つ多面的機能の発揮につながる。 	
<p>民有林森林整備事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ多面的機能の発揮につなげるため、民有林の下刈、間伐等の森林整備を支援する。 	林業事業者等
<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者による適期の森林整備を促進することにより、森林の持つ多面的機能の発揮に資する。 	
<p>森林資源活用支援推進事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の利活用による林家所得の向上のため、竹材や間伐材等の利活用に係る研究活動を支援する。 	団体等
<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材等の森林資源の活用促進による林家所得の向上及び適正な森林管理につながる。 	
<p>荒廃竹林整備事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地の荒廃を防ぎ、公益的機能を将来にわたり高度に発揮させるため、荒廃竹林について、竹林所有者と協定を締結し、伐採整備する。 	佐賀市
<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林の侵入竹林対策や林産物生産など有効活用が図られる。 	
<p>林業後継者育成事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者を対象に、林業に従事する労働力の確保を図るため、伐倒から搬出まで林業に必要な技術を習得させる。 	佐賀市
<p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者を確保することで、木材の素材生産の拡大及び森林の多面的機能 	

	<p>の發揮に寄与する。</p> <p>地域ブランドの強化と販路拡大事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家所得の向上のため、農産物の付加価値を高める商品開発を行うとともに、特産品としての地域ブランドの強化と販路拡大に対して支援を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の付加価値を高め、農業者の所得向上につながることで、就農者の増加や離農者の抑制につながる。 <p>農産物直売所運営支援事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の農産物直売所からの移転後、初期の期間において一定の支援をすることで、直売所の運営の安定を図る。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元農家の重要な販路である農産物直売所の運営を支援することで、農家の所得向上や地域経済に寄与するとともに、地域の持続的発展に資する。 <p>観光案内所運営事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所の運営を充実し、温泉街を訪れた観光客に対し、豊富な観光資源を案内する体制を整え、宿泊型観光の充実を図る。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の回遊性を高め、消費行動につなげることで、経済波及効果を高め、地域活性化に資する。 <p>泉源管理業務事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各旅館等に温泉水を安定して供給するため、泉源の監視・管理体制を充実し、泉源を適切に管理していく。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉旅館等へ安定した給湯を行うことで、持続した温泉経営に資する。 <p>誘客促進事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせた効果的なイベントの実施や情報の発信等により、域外からの誘客を促進する。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な誘客を促すことにより、重要な産業である観光業をはじめとした地域産業の振興につながる。 <p>森林浴セラピー事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源である森林の活用促進のため、森林浴セラピーを実施し、併せて他の観光資源等に結び付けることにより、交流人口の増加に資する。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林への関心の高まり、交流人口の増加による地域の活性化につながる。 	<p>団体等</p> <p>団体等</p> <p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p>
--	--	---

<p>4 交通施設の整備、交通手段の確保</p>	<p>コミュニティバス運行事業 【事業内容・必要性・効果】 ・小中高生の通学手段や高齢者の通院・買い物等への移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行を補助する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・移動手段を確保することは、地域での暮らしやすさに直結し、定住促進等の効果が見込める。</p> <p>バス路線運行対策事業 【事業内容・必要性・効果】 ・小中高生の通学手段や高齢者の通院・買い物等への移動手段を確保するため、路線バスの運行を補助する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・移動手段を確保することは、地域での暮らしやすさに直結し、定住促進等の効果が見込める。</p> <p>市道支障木・枝伐採事業 【事業内容・必要性・効果】 ・生活道路の安全を確保するため、市道沿線の繁茂する樹木を伐採する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・地域住民等の快適で安全な移動確保に資する。</p>	<p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p>
<p>5 生活環境の整備</p>	<p>里山林整備事業 【事業内容・必要性・効果】 ・集落における住環境の改善のため、荒廃した人家裏の森林整備を行う。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・集落における住環境の安全を確保し、地域外への転出抑制に資する。</p>	<p>佐賀市</p>
<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>放課後児童健全育成事業 【事業内容・必要性・効果】 ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、児童クラブを運営する。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・児童クラブを運営することにより、地域の子育て環境の確保につなげる。</p> <p>私立保育園運営費補助事業 【事業内容・必要性・効果】 ・地域の子育て環境を維持するため、認可保育所の経営維持のための支援を行う。 【施策の効果が将来に及ぶことの説明】 ・保育施設が安定的に存続できるよう支援することにより、地域の子育て環境の確保につなげる。</p> <p>子育て支援センター事業</p>	<p>佐賀市</p> <p>佐賀市</p> <p>社会福祉協議会</p>

	<p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の育児力を強化し、少子化対策を図るため、地域子育て支援拠点の出張ひろばを開設し、就学前児童及び保護者に対する支援を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張ひろばを継続して開設することにより、子育て支援の核となり、地域の子育て環境の確保につなげる。 <p>介護予防教室事業（センター版元気アップ教室）</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす高齢者を対象に、運動の指導、口腔体操や口腔ケア、栄養の講話、脳トレなどによる介護予防を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸につながり、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。 	佐賀市
8 教育の振興		
	<p>放課後等補充学習支援事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るため、地域の人材等を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎学力の定着と学習習慣の確立が図られることにより、教育における地理的条件不利解消の一助となる。 	佐賀市
9 集落の整備		
	<p>集落活性化対策事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源と既存ストックの活用を推進し、集落を活性化するため、地域活動への支援等を行う。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に集落支援員を配置するとともに、地域活動を行う団体等を支援することにより、人口及び地域活力の維持を図る。 	佐賀市
10 地域文化の振興等		
	<p>地域文化保存・継承事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固有の生活文化や歴史・文化などを次世代に引き継ぐため、地域資源を維持・保全及び継承するための地域活動又は地域資源を活かした地域活性化の活動を行う団体を支援する。 <p>【施策の効果が将来に及ぶことの説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の保存・継承を支援し、維持されることにより、地域コミュニティの維持に資する。 	地元団体等
11 再生可能エネルギーの利用の推進		
	<p>再生エネルギー普及促進事業</p> <p>【事業内容・必要性・効果】</p>	佐賀市

- ・持続可能な地域コミュニティビジネスにつながるような地域が主体となって取り組まれる再生可能エネルギー発電について、地域などと連携しながら、その可能性についての調査検討等の導入支援を行う。

【施策の効果が将来に及ぶことの説明】

- ・地域コミュニティの活性化や地域活動の財源の確保につながり、地域の持続的な発展につながる。